二百四十三号	北海道川上郡弟子屈町字屈斜路二三五番一から同町字屈斜路二二七番一五まで	〃
二百四十三号及び二百四十四号	北海道標津郡標津町字川北国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署五〇林班い小班から同町字川北国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署五一林班い小班まで	〃
二百四十四号	北海道標津郡標津町字忠類一六番三から同町字忠類一四番一一まで	〃
〃	北海道標津郡標津町字茶志骨一六二番五から同町字茶志骨七五番一まで	〃
〃	北海道標津郡標津町字茶志骨五二〇番一地内	〃
〃	北海道標津郡標津町字茶志骨五二〇番一地内	〃
二百七十二号	北海道標津郡標津町字茶志骨三三九番一から同町字標津一二八七番一まで	〃
〃	北海道標津郡標津町字標津一二八七番一から同町字標津一二八五番一まで	〃
〃	北海道標津郡標津町字標津四五七番五から同町南七条西三丁目三番七まで	〃
〃	北海道標津郡標津町南七条西二丁目三番八から同町南七条西二丁目三番六まで	〃
〃	北海道標津郡標津町南七条西一丁目一番八地内	〃
三百三十五号	北海道目梨郡羅臼町幌萌町四〇番一地内	〃
〃	北海道目梨郡羅臼町峯浜町七番一地内	〃
三百九十一号	北海道釧路郡釧路町字達古武五七番二〇から同町字達古武五七番二四まで	〃
〃	北海道川上郡標茶町字オソツベツ六三五番二から同町字オソツベツ六三五番三五まで	〃
〃	北海道川上郡標茶町字熊牛原野一一線東五番一から同町字熊牛原野一四線西一三番二まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字熊牛原野一三六番から同町字熊牛原野二四線西一二番七まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字美留和原野二三四番二から同町字弟子屈原野八六八番二五五まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字弟子屈原野八六八番二五五から同町字弟子屈原野八六八番二五七まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字弟子屈原野八六八番一二三から同町字弟子屈原野八六八番一九八まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年七月二十九日

○沖縄総合事務局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
豊見城市字嘉数後原二七九番二から同市字嘉数後原二五三番一まで	前	五一・五五～八四・七〇メートル
	後	五八・三七～九二・〇五メートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、七月二十七日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　会派に対する立法事務費に関する事項

第七条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　議員の歳費及び手当に関する事項

附　則

この規程は、平成二十二年八月十一日から施行する。

報告書受領

七月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十二年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告

衆議院法制局

辞令

（法制次長法制主幹事務取扱）

衆議院法制局参事　柏熊　治

第一部長鈴木正典海外出張不在中同部長事務取扱を命ずる（七月二十四日）

参議院

報告書受領

七月二十七日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十二年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

金融庁

（総務企画局参事官）内閣府事務官　小野　尚

兼ねて総務企画局企画課信用機構企画室長を命ずる

（総務企画局企画課信用機構企画室長）同（画室長）　渡邊　輝

財務省に出向させる（以上七月二十七日）

最高裁判所

判事　細田　啓介

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所事務局長を命ずる（七月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十八日ペルー国の独立記念日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

第477回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第1項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成22年7月29日

電波監理審議会
主任審理官　中道　正仁